

## 南砺市社会福祉協議会「簡易サロン」（らくらくサロン）事業実施要綱

### 1. 目 的

この事業は、地域の身近な場所で、参加者一人ひとりが主役となり自らの交流サロンをつくり、参加者相互の交流により介護予防と健康増進を図り、健康でいきいきとした日常生活を送ることを目的とする。また、地域の中でのふれあいや助け合い推進の拡大をねらいとする。

### 2. 活動内容

活動内容は、参加者の希望を取り入れながら実施する。

### 3. 対象団体

65歳以上の参加者数が5人以上で、年間10回以上の活動を行う南砺市内の地域住民グループ。

### 4. 開催場所

公民館など、参加者が徒歩などで集まりやすい場所で開催することを原則とする。

### 5. 助 成 金

助成額は年間10,000円とし、年間10回以上サロン活動を行う団体に助成する。

ただし、サロンの開催回数が10回未満の場合は、申請に基づき、未実施1回あたり1,000円の返金を求める。

### 6. 交付時期

交付決定通知後、6月に指定口座に送金する。

### 7. 保 険

年度当初に提出する計画書により、南砺市社会福祉協議会が「ふれあいサロン傷害補償」（全国社会福祉協議会）に加入するものとし、会場に変更がある場合は2週間前に届け出るものとする。

### 8. 附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。